

臨時福祉給付金の申請を受付けています

臨時福祉給付金とは、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の少ない方への負担を考慮し、臨時的に実施する給付措置です。

現在、健康いきいき課にて申請の受付をしております。対象と思われる方には申請書を送付させていただいております。申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

受付：平日8時30分～17時15分 12月1日(月)まで(土日祝日除く)

※返信用封筒をご利用の場合は、添付書類(本人確認できるものと通帳のコピー)を忘れずに同封してください。

※平成26年1月2日以降に嵐山町に転入された方につきましては、前住所地での交付となりますので、前住所地の市区町村へお問い合わせください。

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716

子育て世帯臨時特例給付金の申請を受付けています

子育て世帯臨時特例給付金とは、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的に実施する給付措置です。

現在、こども課にて申請の受付をしております。対象と思われる方には申請書を送付させていただいておりますので、申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

申請期限は、平成26年12月1日(月)までとなっております。

※平成26年1月2日以降に嵐山町に転入された方につきましては、前住所地での交付となりますので、前住所地の市区町村へお問い合わせください。

問合せ こども課 こども担当 ☎62-0823

「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

○市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

※ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716(臨時福祉給付金)
こども課 こども担当 ☎62-0823(子育て世帯臨時特例給付金)

明るい社会をめざして

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、7月1日に役場会議室において保護司及び更生保護女性会の皆さんが法務大臣メッセージを副町長へ伝達しました。

その後、ヤオコー嵐山バイパス店と嵐山農産物直売所において、うちわやティッシュなどの啓発物資を配布し、熱心に街頭キャンペーンを行いました。



8月は「人権尊重社会をめざす 県民運動強化月間」です!

児童・高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障がいのある方への偏見など様々な人権問題が増加しています。また、インターネットを悪用した人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県、市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

県では、毎年8月の1ヶ月間「県民運動強化月間」と定め、多くの県民が親しみやすい雰囲気の中で、人権について考える総合的な人権フェスティバルを開催しています。

生き生きふれあいプラザやすらぎの 浴室浴槽を廃止します。

「生き生きふれあいプラザやすらぎ」の浴室浴槽は、西側浴室浴槽水の水质検査で大腸菌群が検出されたことにより、6月18日(木)から利用を中止させていただいておりましたが、改めて今後の方針を検討した結果、浴槽関連設備の老朽化が著しいため、浴室浴槽を廃止することといたしました。

ただし、浴室シャワーにつきましては、時期は未定ですが再開を予定しています。

なお、浴室以外の施設内設備は、今までどおり利用できます。

問合せ 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎62-0718

第8回 埼玉保己一賞募集要項

賞の種類と対象者

(1) 大賞(対象者: 障害者本人)

国内に在住し活動する方で、障害がありながらも不屈の精神力により、社会的に顕著な活躍をしてきた障害のある方。

(2) 奨励賞

県内に在住、在勤、在学する方、又は過去に県に在住、在勤、在学したことがある方で、今後、社会的な顕著な活躍が期待される40歳未満(平成26年4月1日現在)の障害のある方。

(3) 貢献賞

国内に在住し活動する次のような個人又は団体を対象。

- ア 社会的に顕著な活躍をしている障害者の活動や日常生活等に献身的な支援を行ってきた
- イ 障害者の自立・社会参加の拡大につながる顕著な発明や機器開発等を行った

※なお、これらの賞は視覚障害者に限定されたものではありません。他の障害のある方も是非、ご応募ください。

応募方法

「候補者調書」及び「推薦書」に必要事項を記入の上、応募してください

「候補者調書」及び「推薦書」の入手や応募方法についての詳細は、次のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/hanawa/>

応募期間

6月1日(日)～8月31日(日)まで(消印有効) 現在、候補者を募集中です。

問合せ 埼玉県 障害者福祉推進課 ☎048-830-3309